

在京和歌山県人会会則

通 則

- 第1条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて郷土の発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本会は在京和歌山県人会と称し、在京並びに近県在住の和歌山県出身者、その縁故者、及び和歌山県に関係のある企業並びに団体を以って組織する。
- 第3条 本会は和歌山県東京事務所に事務所を置く。
- 第4条 本会の目的を達するため次の事業を行う。
1. 懇談会あるいは講演会等の開催
 2. 会報の発行
 3. その他、本会の目的を達するために必要なこと

会 員

- 第5条
1. 第2条の資格を有する者は、入会を申し込むことによって会員になることができる。ただし、自ら（法人又は団体にあつてはその役員も含む）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、反社会的勢力という）に該当する場合は会員になることができない。
 2. 本会の会員は分けて普通会員、学生会員、賛助会員、名誉会員、及び法人等会員とする。
 3. 学生会員は普通会員に該当する者のうち大学在学中の者又は22歳以下の者とする。
 4. 法人等会員は和歌山県に関係のある企業及び団体とする。
- 第6条
1. 普通会員は会費（年額）5,000円を納入するものとする。
 2. 学生会員に係る会費（年額）は無料とする。
 3. 賛助会員は本会の維持運営を容易ならしめるため、年額15,000円以上を賛助会費として拠出するものとする。賛助会費を納入した会員は、普通会費（年額）5,000円を納入したものとする。
 4. 法人等会員は会費（年額）30,000円を納入するものとする。
- 第7条 名誉会員は理事会で推挙し、会費を要しない。
- 第8条 本会を退会しようとするときは会長に届出なければならない。
- 第9条
1. 本会の目的や会則に違反したとき、本会の名誉を毀損したとき、本会の秩序を著しく乱したとき、他の会員に損害を与えたとき、及びその他除名すべき正当な理由があるときは、理事会の決議を経て除名することができる。
 2. 前条及び本条第1項の規定によるほか、会員は次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 死亡し、又は解散したとき
 - (2) 第5条第1項ただし書きに該当することとなったとき
 - (3) 引き続き3年間、会費の納入がなく、かつ、本会活動への参加もなかったとき

第10条 本会は会員その他から寄付金を受けることができる。

役員及び職員

第11条 本会に次の役員を置く。なお、会長、副会長は、理事を兼ねるものとする。

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
常任理事	若干名
監事	3名

1. 本会に名誉会長を置くことができる。
2. 本会に顧問を置くことができる。
3. 本会に相談役を置くことができる。

第12条 1. 会長、副会長、理事及び監事は会員中から総会において選任し、常任理事は理事の中から互選する。
2. 名誉会長は理事会で推挙する。
3. 顧問は会長が委嘱する。
4. 相談役は会長が委嘱する。なお、相談役のうち1名は副会長待遇とする。

第13条 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、事故あるときはその職務を代理する。
常任理事は会長の命を受け常務を処理する。
理事は理事会を構成し、本会の重要な業務の運営に当たる。
2. 顧問は本会の運営につき会長に意見を申し述べまた会長の諮問にこたえる。

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
補欠により選出された役員任期は前任者の残存期間とする。

第15条 本会に書記若干名を置く。書記は会長が任命し、庶務に従事する。

会 議

第16条 総会は定期総会と臨時総会に分ける。

第17条 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会、理事会は必要に応じて開催する。

第18条 会議は会長が召集して、その議長となる。

第19条 理事会は理事の過半数の出席によって成立する。

第20条 本会の会則、予算、決算は総会の承認を得なければならない。

会 計

第21条 本会の維持費は会費、賛助会費及び寄付金その他を以って充てる。

第22条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

雑 則

第 23 条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

付則

1. この会則の一部変更は、令和 6 年 9 月 8 日から施行する。
2. 令和 8 年度までの間において新たに会員となった者に係る当該会員となった年度の会費の取扱については、なお従前の例による。